（申出人等に対する意見の聴取）

第十一条の二の九　第十一条の二の七の規定は、法第二十七条の十三第三項の規定による意見の聴取について準用する。この場合において、第十一条の二の七第二項中「開設指針を定めようとする理由」とあるのは「法第二十七条の十三第一項の規定による申出の概要」と、「法第二十七条の十二第四項の既設電気通信業務用基地局の免許人」とあるのは「法第二十七条の十三第三項の申出人及び既設電気通信業務用基地局の免許人」と、同条第三項中「前項の免許人」とあるのは「前項の申出人及び免許人」と、第四項中「第二項の免許人」とあるのは「第二項の申出人及び免許人」と読み替えるものとする。

（開設計画の認定の公示）

第十一条の二の十　法第二十七条の十四第九項の総務省令で定める公示する事項は、次のとおりとする。

［一・二　略］

［2・3　略］

（登録の対象とする無線局）

第十六条　法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

［一～十二　略］

（登録局の無線設備の規格）

第十七条　法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。

［一～十二　略］

（登録局の開設区域）

第十八条　法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める区域は、次に掲げるとおりとする。

［一～三　略］

［2　略］

（軽微な事項）

第十九条　法第二十七条の二十六第一項ただし書の総務省令で定める軽微な事項は、次に掲げるとおりとする。

［一・二　略］

2　法第二十七条の三十三第一項ただし書の総務省令で定める軽微な事項は、次に掲げるとおりとする。

［一・二　略］

（無線局の開設の届出期間）

第二十条　法第二十七条の三十四の総務省令で定める期間は、十五日とする。

（あつせん等の対象となる無線局に係る業務）

第二十条の二　法第二十七条の三十八第一項の総務省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

［一～七　略］

（あつせん等に係る無線局に関する事項）

第二十条の三　法第二十七条の三十八第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一～十一　略］

［新設］

（開設計画の認定の公示）

第十一条の二の六　法第二十七条の十三第九項の総務省令で定める公示する事項は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

［2・3　同上］

（登録の対象とする無線局）

第十六条　法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

［一～十二　同上］

（登録局の無線設備の規格）

第十七条　法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。

［一～十二　同上］

（登録局の開設区域）

第十八条　法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める区域は、次に掲げるとおりとする。

［一～三　同上］

［2　同上］

（軽微な事項）

第十九条　法第二十七条の二十三第一項ただし書の総務省令で定める軽微な事項は、次に掲げるとおりとする。

［一・二　同上］

2　法第二十七条の三十第一項ただし書の総務省令で定める軽微な事項は、次に掲げるとおりとする。

［一・二　同上］

（無線局の開設の届出期間）

第二十条　法第二十七条の三十一の総務省令で定める期間は、十五日とする。

（あつせん等の対象となる無線局に係る業務）

第二十条の二　法第二十七条の三十五第一項の総務省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

［一～七　同上］

（あつせん等に係る無線局に関する事項）

第二十条の三　法第二十七条の三十五第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一～十一　同上］